

令和3年（2021年）9月6日

竜王町立小・中学校 保護者のみなさま

竜王町教育委員会教育長 甲津 和寿

新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに
臨時休校等の対応と感染症対策について（お知らせ）

日頃は、本町教育行政万般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大で滋賀県においても「緊急事態宣言」が発令されており、一層の感染症予防や対策が求められています。

本町の小・中学校におきましては、地域の現状（9月に入っての町内新規感染者は1名、9月末時点でのワクチン接種(予定)率は83.4%）を注視しつつ、できる限りの感染症対策を講じながら教育活動を継続し、子どもたちの健やかな成長と学びを保障するべく取組を進めているところです。

保護者の皆様には、ご不安やご心配もあろうかと存じますが、学校教育に対しまして深いご理解とご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、8月末に文部科学省から新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されたことを受け、本町の「新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応」について、フローチャートにまとめましたのでお知らせいたします。併せて、今一度学校における感染症対策についてお知らせします。

教育委員会といたしましては、児童生徒が安全にまた、安心して学校生活を送れるようにできる限りの取組を進めて参りますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

（1）新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応について

学校において児童生徒、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応については、別紙のとおりを基本としますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、臨時休校が長引くような場合には、分散登校等の対応をとることもあります。

（2）集団感染のリスク対応について

- ① 様々な工夫をしながら三密を避けるよう徹底します。
- ② 部屋の換気を徹底します。

※熱中症防止対策のためにエアコンを有効活用しながら、適切な換気を行ないます。また、教室内では、常時、空気清浄機を稼働させるとともにサーキュレーター等を使用し、換気を促します。

（3）授業の方法等について

- ① 引き続き前を向いての授業スタイルとします。

※当面の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないように配慮しながら授業を行います。

- ② マスクを着用して授業を行います。（教職員、児童生徒）

※運動時のマスクの着用について

- ・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこととします。ただし、一定の間隔をあけて行います。

③ 各教科等に関する指導については以下の通りとします。

※当面の間、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動は行いません。

<例>・長時間の対面形式となるグループ学習

- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理などの実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動

④ 一人一台のタブレット端末による学習を進めます。

※児童生徒がタブレット端末に慣れて自ら使えるように授業等で活用していきます。また、家庭へ持ち帰って学習できる体制を順次整えていきます。

(4) 給食について

① 次の5点に十分配慮して行います。

- ア 教師も子どもも徹底して石けんを使った手洗いに努めます。
- イ 配膳に関わる者の衛生面での点検を必ず事前に行います。
- ウ 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形で食事をとります。
- エ 食べるとき以外はマスクを着用します。
- オ 楽しい給食時間に変わりはありませんが、私語は慎むようにします。(黙食の励行)

(5) 基本的な感染症対策について

① 感染源を絶つこと

ア 家庭で毎日の検温及び風邪症状等の健康チェックをお願いします。

※発熱がある場合、風邪症状がある場合は必ず自宅で休養させてください。

※同居の家族に発熱がある場合や風邪症状がある時も自宅で休養させてください。

(どちらの場合も欠席扱いではなく出席停止となります)

イ 登校前に健康チェックできなかった児童生徒は学校で検温及び風邪症状等の確認を行います。

※発熱などが確認された場合は早退してもらうこととなりますので、連絡が取れる体制を整えておいてください。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや手指消毒の徹底

※登校時、休み時間の後、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会に行うよう指導を徹底します。

イ マスクの着用

ウ 多くの児童生徒が手を触れる箇所等の消毒

エ 来校者にも必ず検温と手指消毒を行っていただくよう徹底します。

オ 状況に応じて飛沫防止のためのアクリル板、又はフェイスシールドを活用します。

新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応について

竜王町教育委員会
令和3年9月6日現在

学校園において園児・児童生徒、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応については、以下のとおりを基本とします。なお、このことについては町内保育園、学童保育所とも情報共有しています。

園児・児童生徒及びその同居家族等、教職員が感染した場合について

感染者の確認・学校園への連絡	園児・児童生徒及びその同居家族等や教職員の感染が確認された場合は、保健所から連絡がありますので、速やかに学校園に連絡してください。 (関係機関を通じて学校園にも連絡が入ります。)
-----------------------	--

感染者・濃厚接触者、接触の疑い、感染が疑われる症状等がある場合「出席停止」

園児・児童生徒及びその同居家族等が感染者と判明、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、当該学校園において、園児・児童生徒を「出席停止」とします。教職員も同様の場合において、「出勤停止」とします。

【出席停止・出勤停止の期間】

- ◆感染した場合=====医師が治癒したと判断するまでの期間。
 - ◆濃厚接触者となった場合=====保健所が判断する期間。
〔感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間〕
 - ◆接触の可能性があった場合=====PCR検査等で陰性の判定が出るまで。(念のための検査を受ける場合)
〔保健所から指導があった場合はそれに従う〕
 - ◆[※]感染が疑われる症状があった場合==感染の疑いなくなるまでの期間。
感染が心配される場合等、保護者の申し出により出席停止措置も可。
- ※「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。

保健所による指導や学校医の助言等を踏まえ、「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の要否の検討

(臨時休校は学校を閉鎖することを意味します)

- ・園児・児童生徒、教職員が感染した場合は、保健所による疫学調査が行われます。
〔疫学調査……感染者の行動履歴や接触者などの状況を詳しく調べること〕
 - ・緊急事態宣言対象地域等で保健所の対応が難しい場合は、学校園等が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所へ提供する場合があります。
- ◇ 個人情報と人権上の配慮に十分留意した上で、教育委員会、学校園で情報の共有と連携を行いますので、あらかじめご了承ください。

学校園内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合

感染拡大防止のための「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の判断、実施

《学級閉鎖》 以下のいずれかの状況に該当する場合

- ①同一の学級において複数の園児・児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、町教育委員会で必要と判断した場合

《学年閉鎖》

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

《臨時休校》

複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合

【「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の期間】 5～7日程度(土・日・祝日を含む)

感染の把握状況、感染の拡大状況、園児・児童生徒への影響を踏まえて判断する。

感染経路が特定され、学校園内で感染が広がっている可能性が低いと判断される場合

調査や消毒等に時間を要する場合は、その期間「学級・学年閉鎖」「臨時休校」等の措置をとる場合があります。

学校園は保護者に文書やメールで対応をお知らせします。(学校内での接触がない場合は、園児・児童生徒及び教職員の感染であっても、人権上の配慮からお知らせしないことがあります)

学級・学年・学校園の再開

感染の広がりが見られず、感染拡大リスクがないと判断した場合は、感染リスクを可能な限り低減する行動をとりつつ、学校園の教育活動を再開します。

学校園の教育活動の継続

状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直しつつ、学校園の教育活動を継続します。